

論文執筆時における文献引用・参照上の注意

博士論文、修士論文、その他学術論文誌等に投稿する論文を執筆する際に、他の著作物を引用あるいは参照した場合には、必ず引用・参照を明記してください。研究科要項にも記されているとおり、引用・参照を適切に明記しないことは剽窃（ひょうせつ）と呼ばれ、程度の軽重によらず、処罰の対象となりえます。また、そのことが原因で、修了が遅れる、あるいは学位が取り消されるなどの事態に至る可能性もあります。

アジア太平洋研究科では、入学時のガイダンス時をはじめ、繰り返し剽窃に関する注意を喚起しております。しかし、残念なことに、アジア太平洋研究科論集で引用が適切になされていない投稿論文が続けて発見されました。

研究科では、類似度判定ソフトウェアを用いて、不適切な引用が行われていないかを確認しております。電子化が進んだ現在、チェックは精巧であり、微妙に書き換えても、ごまかすことはできません。

引用や参照をしないのはいいものではありません。そのルールに従わないことが問題なのです。論文等を執筆する際に引用や参照があるのは当然で、ルールに従って記述すれば問題はありません。学生の皆さんは、この点に意識を高く持ち、常に適切な引用や参照を心がけ、ルールを守ったうえで、研究成果を積極的に公表してください。ルールがよくわからない場合には、指導教員、アカデミック・アドバイザー、授業の担当教員にお尋ねください。

2013年12月9日

アジア太平洋研究科・アジア太平洋研究センター